

令和 8 年度
京都外国語大学大学院

学 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、京都外国語大学(以下「本学」という。)の学則第 3 条第 3 項に基づき、京都外国語大学大学院(以下「本大学院」という。)に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 本大学院は、本学の建学精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第 3 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条に規定する目的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の状況について、一定期間ごとに認証評価(文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価)を受けるものとする。

3 第 1 項に規定する点検及び評価を行うための体制並びに前項に規定する認証評価を受けるための体制、その他に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 章 教育研究上の組織

(研究科)

第 4 条 本大学院に、外国語学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(研究科の課程)

第 5 条 本大学院の研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期 2 年の博士前期課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の博士後期課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3 前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 前期課程は、実務経験を有する者に対して、教育研究上の必要があり、かつ、昼夜、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育上支障を生じないときは、標準修業年限を 1 年とする課程(1 年制課程)を置くことができる。

(研究科及び各課程の目的)

第 6 条 外国語学研究科は、外国語学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、言語を通して世界の平和に貢献することを目的とする。

2 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

3 後期課程は、言語文化及び言語教育の専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を兼ね備えた人材の育成を目的とする。また、各領域の目的は、次のとおりとする。

言語文化領域	最新の学術研究の探求を通じた言語・文化に関する多角的な視点と独自の研究能力を修得することを目的とする。
言語教育領域	英語教育及び日本語教育の専門的指導に必要とされる高度な知識と見識、かつ説得力ある指導力と独自の研究能力を修得することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第7条 本大学院の研究科に、異言語・文化専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

前期課程	入学定員	40人	収容定員	80人
後期課程	入学定員	3人	収容定員	9人

第3章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第8条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年とする。

2 前期課程において、実務経験を有する者に対する標準修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第9条 本大学院の在学年限は、前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

2 第20条の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学年限は、当該期間に2年を加えた期間とする。

3 前2項の在学年限には、休学期間を算入しない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を、春学期及び秋学期の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

3 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月18日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

4 前項に規定する第4号から第6号までの休業期間は、学年暦による。

5 特に必要があると認めたときは、臨時に休業日を変更することがある。

6 第3項の規定に拘わらず、教育上必要があると認めたときは、休業日に授業等を行うことができる。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第11条 本大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「個人研究成果報告書」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業及び研究指導)

第 11 条の 2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の研究指導に関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第 12 条 研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表 1 のとおりとし、学生は、30 単位又は 32 単位以上の授業科目を選択履修しなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ研究指導を担当する教員(以下「指導教授」という。)の指導を受けなければならない。

3 研究科において必要があると認めたときは、学部の授業科目を履修させることができる。

(授業科目履修の細目)

第 13 条 前 2 条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、大学院教授会が定める。

(単位の計算方法)

第 14 条 授業科目の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 14 条の 4 に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、個人研究成果報告書等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 14 条の 2 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 14 条の 3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、学期ごとに 15 週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第 14 条の 4 本大学院における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(成績評価基準等の明示等)

第 14 条の 5 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第 15 条 前期課程における授業科目の単位修得の認定は、筆記又は口述による試験若しくは研究報告等の成績により行う。

2 前項の成績は、点数で表示し、60 点以上を合格とする。

3 履修した授業科目の認定は、学期末に行うものとする。

4 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学院等における研究指導)

第 16 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は当該研究所等において、研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、前期課程の学生にあっては 1 年を、後期課程の学生にあっては 2 年を、それぞれ超えないものとする。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 17 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)は、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定)

第 18 条の 2 第 17 条第 1 項及び前条第 1 項の規定により本大学院において修得したものとしてみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 19 条 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 20 条 前期課程の者が、職業を有している等の事情により、第 8 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修の期間の短縮)

第 20 条の 2 前条第 1 項の規定により許可された長期履修学生が履修期間を短縮し、修了を希望するときは、定められた期限までに願い出なければならない。

2 長期履修の期間の短縮に関する必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 21 条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第6章 課程の修了及び学位の授与

第22条 削除

第23条 削除

(前期課程の修了要件)

第24条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年(長期履修学生にあつては、当該長期履修を認められた期間)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者(長期履修学生を除く。)については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きのほか、入学する前に本大学院及び他の大学院において修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)を、本大学院において教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 第1項の場合において、前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、個人研究成果報告書の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合に修得する単位は、32単位以上とする。

4 第5条第4項に規定する1年制課程の者の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、個人研究成果報告書の審査をもって修士論文の審査に代える場合は、32単位以上修得することとする。

(後期課程の修了要件)

第25条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者で、前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については、後期課程に1年(前期課程を1年で修了した者については、2年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第31条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の規定により、本大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験)

第26条 修士及び博士の学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第27条 前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、修士(言語文化学)の学位を授与する。

2 後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、博士(言語文化学)の学位を授与する。

3 本大学院の後期課程を経ることなく博士の学位論文を提出する者には、本学学位規程の定め

るところにより、博士(言語文化学)の学位を授与することができる。

4 修了の時期については、3月又は9月とする。

5 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第28条 専修免許状の所要資格を得ようとする者は、別表2の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 当該所要資格を取得できる課程認定を受けた教員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)
中学校教諭専修免許状	国語

第8章 学籍の取得、喪失及び異動等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学期始めとする。

(前期課程の入学資格)

第30条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(3) 学校教育法第104条第7項の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により学士の学位に相当する学位を授与された者

(8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以

後に修了した者

(9) 文部科学大臣の指定した者

(10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後
に入学させる本大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある
と認めたもの

(11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力が
あると認めた者で、22 歳に達したもの

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(後期課程の入学資格)

第 31 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験
に合格した者でなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は
専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度にお
いて位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修
了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者
と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

第 32 条 削除

(入学志願の手続き)

第 33 条 入学志願者は、別に指定する期間内に、入学願書及び別に定める書類を提出するととも
に、所定の入学検定料を納入しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

(入学検定料の特別措置)

第 33 条の 2 自然災害等被害を被った地域が災害救助法に適用されたときは、入学検定料を返付
することがある。

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 34 条 入学試験に合格した者は、別に指定する期間内に、誓約書、保証書及び別に定める書類
を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学期間)

第 35 条 休学期間は、学期を単位とし、通算して、前期課程においては 4 学期、後期課程におい
ては 6 学期を超えることができない。

2 休学願は、次表に定める期限までに提出しなければならない。

	休学願提出期限
春学期休学する場合	5 月 20 日

(留 学)

第 36 条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学する場合、当該留学学期中の学費を納入しなければならない。納入方法に関する必要な事項は、別に定める。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学費及びその他納付金

(学費及びその他納付金)

第 37 条 学費は、入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とする。

2 その他納付金は、諸費用、履修料等及び手数料とする。

3 第 34 条に規定する者を除き、学費は、別に指定する各学期始めの期限までに当該学期分を納入しなければならない。ただし、春学期分・秋学期分の 2 期分の学費を一括して納入することもできる。

(資格課程履修費等)

第 38 条 資格課程履修費、実習費、教材用印刷費等については、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(科目等履修生等及び研究生)

第 39 条 科目等履修生等の選考料、登録料、履修料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 研究生の選考料、登録料、指導料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

第 40 条 削除

(長期履修学生の学費)

第 41 条 第 20 条の規定により長期履修学生の学費(入学金を除く。)は、標準修業年限 2 年分の総額を、当該長期履修の期間の年数で除した額とする。

2 長期履修する期間の短縮を願い出た者が短縮を認められたときは、納入すべき学費との差額を納入しなければならない。

3 長期履修学生には、学費の納期変更を一切適用しない。

4 長期履修学生で、除籍の対象となる者を除き、長期履修の期間を終了してもなお修了できずに在学するときの学費は、通常の場合と同額とする。

(学費の延納)

第 42 条 経済的事情、家庭の事情、その他特別の事由がある場合は、学長の許可を得て学費を延納することができる。

(休学在籍料)

第 43 条 本学学則第 36 条の規定により休学する場合は、当該学期分の休学在籍料を納入しなければならない。

(既納の学費)

第 44 条 既納の学費及びその他納付金は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、学費納入後に本学学則第 36 条の規定により休学する場合、前条の規定により、休学中に納入すべき額と既納の学費(入学金を除く)の差額を返付する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、入学試験において第 34 条第 1 項の規定により入学手続きを完了した者が別に指定する期間内に所定の手続きを経て入学を辞退した場合、学費(入学金を除く)

を返付する。

(学費及びその他納付金の額及び納入方法)

第 45 条 学費及びその他納付金の額及び納入に関する必要な事項は、別に定める。

(私費外国人留学生の授業料減免)

第 46 条 私費外国人留学生の授業料減免に関する必要な事項は、別に定める。

(博士論文の提出有資格者に対する授業料及び教育充実費の特例措置)

第 46 条の 2 博士論文の提出資格を有し、標準修業年限 3 年を超えて在学を継続する者の授業料及び教育充実費は、別に定める。

第 10 章 科目等履修生等、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生等)

第 47 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において 1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生等として入学を許可することがある。

2 科目等履修生等に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 48 条 本学と交流協定を締結する大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該大学院との協議により、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 49 条 大学院において教育を受ける目的又は研究を行う目的をもって入国した外国人で、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 50 条 本大学院において特定の専門事項を研究しようとする者があるときは、教育研究に支障のない範囲で、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第 51 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 4 章に定められた資格を有し、かつ大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 9 条第 1 号及び第 2 号に定められた資格を有する教員が担当するものとする。

2 大学院を担当する者は、学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)第 92 条第 3 項から第 10 項の職務を遂行できる者で、本学の建学理念を十分に理解し、教育の場でそれを具現化できる者とする。

3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第 51 条の 2 本大学院に、研究科長を置く。

2 研究科長の選任に関する必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 51 条の 3 本学は、大学院の事務を処理するため、大学院事務室を置く。

第 12 章 運営組織

(大学院教授会)

第 52 条 本大学院に、大学院教授会(以下「教授会」という。)を置く。

2 教授会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 教育支援部長
- (5) 前期課程担当教員及び後期課程研究指導教員

3 教授会には、前項に掲げる者のほか、職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第 53 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関するその他の必要な事項は、別に定める。

(代表者会議)

第 54 条 本大学院に、運営を円滑に行うための会議として、代表者会議を置く。

2 代表者会議に関する必要な事項は、別に定める。

第 55 条 削除

第 13 章 奨学・奨励制度

(奨学金)

第 56 条 本大学院に給費の奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

(奨励金)

第 56 条の 2 本学に在学する大学院生の研究活動の活性化を図るため、奨励金を支給する。

2 奨励制度に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 準 用

(本学学則等の準用)

第 57 条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関する必要な事項は、本学学則及び諸規程の規定を準用する。

第15章 改 廃

(改 廃)

第58条 この学則の改廃は、教授会及び理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第14条の2第2項については、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 14 条の 2 第 2 項については、平成元年 4 月 1 日より施行する。

3 第 14 条については、平成 4 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 47 年 4 月 1 日改正、昭和 49 年 4 月 1 日改正、昭和 50 年 4 月 1 日改正、昭和 51 年 4 月 1 日改正、昭和 52 年 4 月 1 日改正、昭和 53 年 4 月 1 日改正、昭和 54 年 4 月 1 日改正、昭和 55 年 4 月 1 日改正、昭和 56 年 4 月 1 日改正、昭和 57 年 4 月 1 日改正、昭和 58 年 4 月 1 日改正、昭和 59 年 4 月 1 日改正、昭和 60 年 4 月 1 日改正、昭和 61 年 4 月 1 日改正、昭和 62 年 4 月 1 日改正、昭和 63 年 4 月 1 日改正、平成 2 年 4 月 1 日改正、平成 3 年 4 月 1 日改正、平成 3 年 10 月 1 日改正、平成 4 年 4 月 1 日改正、平成 5 年 4 月 1 日改正、平成 6 年 4 月 1 日改正、平成 7 年 4 月 1 日改正、平成 8 年 4 月 1 日改正、平成 9 年 4 月 1 日改正、平成 10 年 4 月 1 日改正、平成 11 年 4 月 1 日改正、平成 12 年 4 月 1 日改正、平成 13 年 4 月 1 日改正、平成 14 年 4 月 1 日改正、平成 15 年 4 月 1 日改正、平成 17 年 4 月 1 日改正、平成 18 年 4 月 1 日改正、平成 18 年 11 月 30 日改正、平成 19 年 2 月 27 日改正、平成 20 年 3 月 10 日改正、平成 21 年 3 月 11 日改正、平成 22 年 2 月 25 日改正、平成 23 年 3 月 13 日改正、平成 24 年 1 月 21 日改正、平成 24 年 2 月 24 日改正、平成 25 年 3 月 9 日改正、平成 25 年 6 月 27 日改正、平成 26 年 3 月 25 日改正、平成 27 年 3 月 8 日改正、平成 28 年 2 月 28 日改正、平成 29 年 1 月 24 日改正、平成 29 年 2 月 26 日改正、平成 29 年 6 月 5 日改正、平成 30 年 2 月 26 日改正、平成 30 年 9 月 19 日改正、令和 2 年 11 月 5 日改正、令

和3年7月20日改正、令和4年2月20日改正、令和5年3月8日改正、令和5年5月30日改正、令和6年3月15日改正、令和7年5月28日改正)

別表1 博士前期課程の授業科目の区分、編成と単位数

1. 授業科目の区分と単位数

博士前期課程を修了するには、当該課程に2年(1年制の課程では1年。また、長期履修学生にあつては、当該長期履修を認められた期間)以上在学し、下表にしたがって所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は個人研究成果報告書の審査及び最終試験に合格しなければならない。

【2年制・修士論文の審査による場合】

必修/選択	科目区分		修了要件単位数		履修上の注意等
必修	修士論文		合格(単位なし)		
	専門ゼミ(必修)		8単位		自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを1年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの単位を修得しなければならない。
	共通科目	研究基礎論概説	2単位		「研究基礎論概説」および「データ科学Ⅰ」の単位を修得しなければならない。
		データ科学Ⅰ	2単位		
選択	専門ゼミ(選択)		0単位以上 (6単位まで算入可)	18 単位以上 (※1)	指導教員(主査)の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ(2年次春学期まで)を履修することができる。
	専門科目	専門科目A群	4単位以上 (6単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を4単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
		専門科目B群	6単位以上 (10 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を6単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
	共通科目(選択)		2単位以上 (6単位まで算入可)		共通科目(選択)を2単位以上修得しなければならない。
	修了に必要な総単位数			30 単位以上	

※1 専門ゼミ(選択)、専門科目A群、専門科目B群、共通科目(選択)を合わせて、18 単位以上修得しなければならない。

【2年制・個人研究成果報告書の審査による場合】

必修/選択	科目区分		修了要件単位数	履修上の注意等	
必修	個人研究成果報告書		合格(単位なし)		
	専門ゼミ(必修)		8単位	自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを1年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの単位を修得しなければならない。	
	共通科目	研究基礎論概説	2単位	「研究基礎論概説」および「データ科学Ⅰ」の単位を修得しなければならない。	
		データ科学Ⅰ	2単位		
選択	専門ゼミ(選択)		0単位以上 (6単位まで算入可)	20 単位以上 (※1)	指導教員(主査)の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ(2年次春学期まで)を履修することができる。
	専門科目	専門科目A群	4単位以上 (6単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を4単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
		専門科目B群	8単位以上 (10 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を8単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
	共通科目(選択)		2単位以上 (8単位まで算入可)		共通科目(選択)を2単位以上修得しなければならない。
	修了に必要な総単位数			32 単位以上	

※1 専門ゼミ(選択)、専門科目A群、専門科目B群、共通科目(選択)を合わせて、20 単位以上修得しなければならない。

【1年制(実践英語教育領域、実践日本語教育領域)・修士論文の審査による場合】

必修/選択	科目区分		修了要件単位数		履修上の注意等
必修	修士論文		合格(単位なし)		
	専門ゼミ(必修)		4単位		自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを1年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱの単位を修得しなければならない。
	共通科目	研究基礎論概説	2単位		「研究基礎論概説」および「データ科学Ⅰ」の単位を修得しなければならない。
		データ科学Ⅰ	2単位		
選択	専門ゼミ(選択)		0単位以上 (2単位まで算入可)	22 単位以上 (※1)	指導教員(主査)の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ(1年次春学期のみ)を履修することができる。
	専門科目	専門科目A群	6単位以上 (10 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を6単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
		専門科目B群	8単位以上 (16 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を8単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
	共通科目(選択)		0単位以上 (6単位まで算入可)		
	修了に必要な総単位数			30 単位以上	

※1 専門ゼミ(選択)、専門科目A群、専門科目B群、共通科目(選択)を合わせて、22単位以上修得しなければならない。

【1年制(実践英語教育領域、実践日本語教育領域)・個人研究成果報告書の審査による場合】

必修/選択	科目区分		修了要件単位数		履修上の注意等
必修	個人研究成果報告書		合格(単位なし)		
	専門ゼミ(必修)		4単位		自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを1年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱの単位を修得しなければならない。
	共通科目	研究基礎論概説	2単位		「研究基礎論概説」および「データ科学Ⅰ」の単位を修得しなければならない。
		データ科学Ⅰ	2単位		
選択	専門ゼミ(選択)		0単位以上 (2単位まで算入可)	24 単位以上 (※1)	指導教員(主査)の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ(1年次春学期のみ)を履修することができる。
	専門科目	専門科目A群	6単位以上 (10 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を6単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
		専門科目B群	10 単位以上 (18 単位まで算入可)		自身の研究領域の科目を10単位以上修得しなければならない。ただし、自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければならない。また、自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができる。
	共通科目(選択)		0単位以上 (8単位まで算入可)		
	修了に必要な総単位数			32 単位以上	

※1 専門ゼミ(選択)、専門科目A群、専門科目B群、共通科目(選択)を合わせて、24 単位以上修得しなければならない。

2. 授業科目の編成と単位数

領域	科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必修	選択
言語研究領域	専門ゼミ	言語学研究ゼミⅠ		2
		言語学研究ゼミⅡ		2
		言語学研究ゼミⅢ		2
		言語学研究ゼミⅣ		2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ		2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ		2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅢ		2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅣ		2
		東アジア言語研究ゼミⅠ		2
		東アジア言語研究ゼミⅡ		2
		東アジア言語研究ゼミⅢ		2
		東アジア言語研究ゼミⅣ		2
		ユーラシア言語研究ゼミⅠ		2
		ユーラシア言語研究ゼミⅡ		2
		ユーラシア言語研究ゼミⅢ		2
		ユーラシア言語研究ゼミⅣ		2
	専門科目A群	言語学特論Ⅰ	2	
		言語学特論Ⅱ	2	
		言語学特論Ⅲ	2	
	専門科目B群	言語学特殊研究Ⅰ		2
		言語学特殊研究Ⅱ		2
		言語学特殊研究Ⅲ		2
		言語学特殊研究Ⅳ		2
		言語学特殊研究Ⅴ		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2
文学・芸術研究領域	専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ	2	
		文学・文芸研究ゼミⅡ	2	
		文学・文芸研究ゼミⅢ	2	
		文学・文芸研究ゼミⅣ	2	
	専門科目A群	文学・文芸特論Ⅰ		2
		文学・文芸特論Ⅱ		2
		文学・文芸特論Ⅲ		2
		文学・文芸特論Ⅳ		2
	専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅰ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅱ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅲ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅳ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅴ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅵ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅶ		2
		文学・文芸特殊研究Ⅷ		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2

領域	科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必修	選択
歴史・文化・社会研究領域	専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅠ		2
		歴史文化研究ゼミⅡ		2
		歴史文化研究ゼミⅢ		2
		歴史文化研究ゼミⅣ		2
		社会文化研究ゼミⅠ		2
		社会文化研究ゼミⅡ		2
		社会文化研究ゼミⅢ		2
		社会文化研究ゼミⅣ		2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅠ		2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅡ		2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅢ		2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅣ		2
		比較社会学研究ゼミⅠ		2
		比較社会学研究ゼミⅡ		2
		比較社会学研究ゼミⅢ		2
		比較社会学研究ゼミⅣ		2
	専門科目A群	歴史文化特論	2	
		社会文化特論	2	
	専門科目B群	歴史資料特殊研究		2
		表象文化特殊研究Ⅰ		2
		表象文化特殊研究Ⅱ		2
		現代社会特殊研究		2
		宗教哲学特殊研究Ⅰ		2
		宗教哲学特殊研究Ⅱ		2
		対日交流特殊研究		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2
国際関係領域	専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅠ	2	
		国際関係研究ゼミⅡ	2	
		国際関係研究ゼミⅢ	2	
		国際関係研究ゼミⅣ	2	
	専門科目A群	国際関係特論Ⅰ	2	
		国際関係特論Ⅱ	2	
		国際関係特論Ⅲ	2	
	専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅰ		2
		国際関係特殊研究Ⅱ		2
		国際関係特殊研究Ⅲ		2
		国際関係特殊研究Ⅳ		2
		国際関係特殊研究Ⅴ		2
		国際関係特殊研究Ⅵ		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2

領域	科目区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必修	選択
観光学領域	専門ゼミ	観光計画研究ゼミⅠ		2
		観光計画研究ゼミⅡ		2
		観光計画研究ゼミⅢ		2
		観光計画研究ゼミⅣ		2
		観光メディア研究ゼミⅠ		2
		観光メディア研究ゼミⅡ		2
		観光メディア研究ゼミⅢ		2
		観光メディア研究ゼミⅣ		2
		観光文化研究ゼミⅠ		2
		観光文化研究ゼミⅡ		2
		観光文化研究ゼミⅢ		2
		観光文化研究ゼミⅣ		2
		観光経済研究ゼミⅠ		2
		観光経済研究ゼミⅡ		2
		観光経済研究ゼミⅢ		2
		観光経済研究ゼミⅣ		2
		観光経営研究ゼミⅠ		2
		観光経営研究ゼミⅡ		2
		観光経営研究ゼミⅢ		2
		観光経営研究ゼミⅣ		2
	専門A群	観光学特論Ⅰ	2	
		観光学特論Ⅱ	2	
	専門科目B群	観光学特殊研究Ⅰ	2	
		観光学特殊研究Ⅱ	2	
		観光学特殊研究Ⅲ	2	
		観光学特殊研究Ⅳ	2	
		観光学特殊研究Ⅴ	2	
		インディペンデント・スタディ科目		1～2
実践英語教育領域	専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ	2	
		英語教育学研究ゼミⅡ	2	
		英語教育学研究ゼミⅢ	2	
		英語教育学研究ゼミⅣ	2	
	専門科目A群	英語教育実践演習Ⅰ	2	
		英語教育実践演習Ⅱ	2	
		英語教育実践演習Ⅲ		2
		英語教育リサーチメソッド		2
	専門科目B群	英語教育学特論Ⅰ		2
		英語教育学特論Ⅱ		2
		英語教育学特論Ⅲ		2
		英語教育学特論Ⅳ		2
		英語指導法Ⅰ		2
		英語指導法Ⅱ		2
		英語指導法Ⅲ		2
		英語教育学演習Ⅰ		2
		英語教育学演習Ⅱ		2
		英語教育学演習Ⅲ		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2

領域	科目区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必修	選択
実践日本語教育領域	専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ	2	
		日本語教育学研究ゼミⅡ	2	
		日本語教育学研究ゼミⅢ	2	
		日本語教育学研究ゼミⅣ	2	
	専門科目A群	日本語指導法Ⅰ	2	
		日本語指導法Ⅱ	2	
		日本語指導法Ⅲ	2	
	専門科目B群	日本語教育実践研究Ⅰ		2
		日本語教育実践研究Ⅱ		2
		日本語教育実践研究Ⅲ		2
		日本語教育特殊研究Ⅰ		2
		日本語教育特殊研究Ⅱ		2
		日本語教育特殊研究Ⅲ		2
		日本語教育特殊研究Ⅳ		2
		日本語研究Ⅰ		2
		日本語研究Ⅱ		2
		日本語研究Ⅲ		2
		インディペンデント・スタディ科目		1～2

領域共通

科目区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
共通科目	研究基礎論概説	2	
	データ科学Ⅰ	2	
	学びの認知科学		2
	国際協力研究Ⅰ		2
	国際協力研究Ⅱ		2
	国際ビジネス研究Ⅰ		2
	国際ビジネス研究Ⅱ		2
	言語と平和研究Ⅰ		2
	言語と平和研究Ⅱ		2
	コミュニケーション能力とテスト		2
	オーバーシーズ・スタディーズ		1～4

別表2 免許状の種類及び教科
大学が独自に設定する科目

免許状の種類	区 分	授 業 科 目	単位数
中学校教諭 専修免許状 外国語(英語)	教科及び教科 の指導法に関 する科目	英語教育学研究ゼミⅠ	2
		英語教育学研究ゼミⅡ	2
		英語教育学研究ゼミⅢ	2
		英語教育学研究ゼミⅣ	2
		英語教育実践演習Ⅰ	2
		英語教育実践演習Ⅱ	2
		英語教育リサーチメソッド	2
		英語教育学特論Ⅱ	2
		英語教育学特論Ⅲ	2
		英語教育学特論Ⅳ	2
		英語指導法Ⅰ	2
		英語指導法Ⅱ	2
		英語教育学演習Ⅰ	2
		英語教育学演習Ⅱ	2
		英語教育学演習Ⅲ	2
高等学校教諭 専修免許状 外国語(英語)	教育実践に関 する科目	英語教育実践演習Ⅲ	2
	必要単位数		24 単位以上

免許状の種類	区 分	授 業 科 目	単位数
中学校教諭 専修免許状 国 語	教科及び教科 の指導法に関 する科目	日本語教育学研究ゼミⅠ	2
		日本語教育学研究ゼミⅡ	2
		日本語指導法Ⅰ	2
		日本語指導法Ⅱ	2
		日本語指導法Ⅲ	2
		日本語教育特殊研究Ⅰ	2
		日本語教育特殊研究Ⅱ	2
		日本語教育特殊研究Ⅳ	2
		日本語研究Ⅰ	2
		日本語研究Ⅱ	2
		日本語研究Ⅲ	2
高等学校教諭 専修免許状 国 語	教育実践に関 する科目	日本語教育実践研究Ⅰ	2
		日本語教育実践研究Ⅱ	2
		日本語教育実践研究Ⅲ	2
	必要単位数		24 単位以上